

平成30年7月10日

【学校施設内のブロック塀に関すること】

教育委員会事務局教育総務部学校施設課

電話245-5916 内線8051

【学校以外の市有施設のブロック塀に関すること】

都市局建築部建築管理課

電話245-5804 内線6511

「学校施設」及び「学校施設以外の市有施設」のブロック塀等の安全点検結果について

千葉市では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震による学校プールのブロック塀の倒壊によって、女子児童が死亡した事故を受け、本市学校施設のブロック塀等の安全点検を行いましたので、点検結果について、お知らせします。

また、本市学校施設以外の市有施設のブロック塀に関する点検状況についても、併せてお知らせします。

1 学校施設

6月19日（火）、20日（水）に行った緊急調査を踏まえ、詳細な安全点検を実施した。

(1) 点検期間

平成30年6月22日（金）～7月6日（金）

(2) 点検対象

6月19日（火）、20日（水）に学校職員が緊急調査を行った176校（廃校含む）のうち、詳細な現地調査が必要とされた学校113校

(3) 点検内容

学校施設課及び建築部職員により、(社)日本建築学会の「ブロック塀の診断カルテ」の点検項目に基づき、ブロック塀等の傾きや劣化状況、鉄筋探知機による鉄筋の有無等を点検した。

(4) 点検結果

ア 「ブロック塀の診断カルテ」で「安全性の判定」が「危険」とされたブロック塀等
16校21か所

・中央区

登戸小学校、生浜東小学校

・花見川区

柏井小学校、幕張小学校、幕張東小学校、幕張中学校

・稲毛区

稲毛小学校、都賀小学校、弥生小学校

・若葉区

みつわ台南小学校、白井小学校、桜木小学校、千城台南中学校

・美浜区

稲浜小学校、高洲第一中学校、稲毛高等学校

イ 建築基準法に不適合なブロック塀

(2.2mを超えるもの、1.2mを超えて控え壁がないもの、控え壁の間隔が広いもの等)
104校266か所

※アとイには、16校、16か所の重複あり

(5) 対応方針

ア 「ブロック塀の診断カルテ」で「安全性の判定」が「危険」とされたブロック塀等の全て及び建築基準法不適合なブロック塀のうち2.2mを超えるもの(57校91か所)
8月末を目途に、撤去(全撤去や1.2m以下に)を行うとともに、その後、フェンスの新設等を行う。

イ 「ブロック塀の診断カルテ」で「安全性の判定」では「危険」とはされなかったが、老朽化が著しく改修が必要と思われるもの等(ひび割れ、損傷、上記ア以外の建築基準法不適合)(74校284か所)

上記アの対応完了後、順次、撤去・フェンスの新設や補強工事等を行う。

- (6) 通学路について
通学路のブロック塀については、現在調査中であり、後日、発表する。

2 学校施設以外の市有施設

(1) 緊急点検（第1次調査）

- ア 点検期間
平成30年6月20日（水）～28日（木）
- イ 対象施設
677施設
- ウ 調査方法
各施設の施設管理者により、ブロック塀の有無や高さなどを調査
- エ 調査結果
99施設について、詳細な安全点検（第2次調査）が必要と判明

(2) 詳細な安全点検（第2次調査）

- ア 点検期間
平成30年7月4日（水）～13日（金）（予定）
- イ 対象施設
99施設
- ウ 点検方法
学校施設と同様に（社）日本建築学会の「ブロック塀の診断カルテ」の点検項目に基づき、ブロック塀の傾きや劣化状況、鉄筋探知機による鉄筋の有無等を点検
- エ 実施体制
建築部職員による4班（1班2名）体制

(3) 今後の対応

- ア 結果公表
7月18日（水）（予定）
- イ 対応方針
詳細な安全点検の結果を踏まえ、学校施設と同様の対応を図る。

<参考>

（社）日本建築学会の「ブロック塀の診断カルテ」掲載ホームページ

【URL】 <http://news-sv.aij.or.jp/zairyou/s2/pamphlet.PDF>